

登録有形文化財大村家住宅管理運営業務委託
公募型プロポーザル実施要項

1. 趣旨

本市名誉市民である大村智博士が幼少期から山梨大学を卒業するまで過ごした生家は主屋が明治40年頃、土蔵は大正15年頃に建てられた、地域を代表する養蚕農家の伝統を受け継ぐ建物としての価値が認められ、令和2年4月3日に文化庁の登録有形文化財（建造物）に登録されました。

その後、大村智博士から寄附を受け、市では建築当時の状態を残しつつ、後世へ継承・保存していくため文化庁の助言を受け解体修理・復元を進め、このたび改修工事が完了いたしました。

主屋は、「螢雪寮」と名付け、子どもから大人まで幅広い年代の研修、また、地域住民の集いの場として、セミナーハウスやワークショップ会場として利活用を図り、土蔵の2階は「ほどよい田舎でちょうどいい暮らし」をテーマとし本市への移住を促進させるため、移住定住希望者の短期滞在型の施設「お試しハウス」として、1階はシェアキッチンとして利活用を図るものです。

本事業は建物の清掃以外に「お試しハウス」退去時の確認や自主企画、広報業務など幅広い知識、企画力を兼ね備えた事業者を募集し、公募型プロポーザル方式により、受託業者を選考、決定するものとします。

2. 委託内容等

(1) 委託業務内容

別紙「登録有形文化財大村家住宅管理運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記述する業務及び提案に基づいた内容の業務。

(2) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(3) 提案上限額（消費税及び地方消費税含む）

¥ 2,640,000

なお、翌年度予算のため、議会の議決を前提とします。

3. 企画提案の概要

(1) 名称

登録有形文化財大村家住宅管理運営業務委託

(2) 詳細委託内容

別紙仕様書による。

なお、提案記述内容に基づき提出されるものについては、提案価格に含まれるものとする。

(3) 事務局

韮崎市教育委員会 教育課 生涯学習担当

〒407-8501 山梨県韮崎市水神1丁目3番1号

TEL：0551-22-1111（内線266・267）

FAX：0551-23-1215 電子メール：kyouiku@city.nirasaki.lg.jp

(4) 実施スケジュール

年月日	内 容
令和3年3月17日（水）	企画提案実施要項等の公表及び交付
令和3年3月19日（金）	質問受付期限
令和3年3月22日（月）	質疑に対する回答期限
令和3年3月17日（水） ～3月24日（水）	参加表明書及び提案書類の受付
令和3年3月25～26日	審査（書類審査）
令和3年3月30日（火）	結果通知
令和3年4月1日（木）	契約締結

※公表及び交付については、市ホームページに掲載する。

(5) 参加資格要件

本企画提案に参加できる事業者は以下の全ての項目を満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、会社更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ④ 韮崎市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）に規定する暴力団員等でないこと。
- ⑤ 韮崎市競争入札参加者資格者名簿に登録されていること。
- ⑥ 韮崎市から指名停止を受けていないこと。
- ⑦ 租税を完納していること。（ただし、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により徴収猶予を受けている税額については、滞納していないものとみなす。）

(6) 参加資格要件確認基準日

教育委員会が参加表明書（様式1）を受理した日から、本業務受託事業者と委託契約を締結する日までとする。

(7) 提出書類等

① 参加表明に関するもの

様式	名 称	提出部数	備 考
様式1	参加表明書	1部	代表者印押印のもの
様式2	参加申請者概要	1部	

様式 3	類似業務受託実績	1 部	仕様書の業務内容全て
様式 4	誓約書	1 部	

② 企画提案に関するもの

様 式	名 称	提出部数	備 考
任意様式	企画提案書	正本 1 部、副本 5 部	A 4 縦型・横書で資料等を除き 5 0 頁以内。可能な限り両面印刷とする。
任意様式	提案価格書	代表者印押印のもの 1 部	
任意様式	提案価格内訳書	1 部	業務内容ごとの内訳を記述すること。

③ 提出期限、提出先及び提出方法

提出期限：令和 3 年 3 月 2 4 日（水） 午後 5 時まで

提出先：蕪崎市教育委員会 教育課 生涯学習担当 清水

提出方法：持参、郵送又は宅配 持参の場合は平日午前 9 時から午後 5 時までとし、郵送の場合は書留とし締切日必着、宅配についても締切日必着とする。

(8) 質疑受付

期 限：令和 3 年 3 月 1 9 日（金） 午後 5 時まで

受付方法：質疑書（様式 5）を利用して作成し、下記件名を付して電子メール又は FAX により提出すること。

件 名：「登録有形文化財大村家住宅管理運営業務委託質疑（貴社企業名）」

電子メール kyouiku@city.nirasaki.lg.jp

蕪崎市教育委員会 教育課 生涯学習担当 清水宛

FAX 0 5 5 1 - 2 3 - 1 2 1 5

回答期限：令和 3 年 3 月 2 2 日（月）

質疑に対する回答は、蕪崎市のホームページ上で公表する。

4. 選定について

- (1) 登録有形文化財大村家住宅管理運営業務委託選定委員会を設置し、審査と評価を行う（非公開）。
- (2) 選定委員会において、得点上位の提案者から順位付けを行い、第 1 位を受託候補者とする。
- (3) 提案者が 1 者のみの場合でも審査は実施し、選定委員会が適当な受託者であると判断した場合は、受託候補者とする。
- (4) 選定結果については、提案者全員に文書で通知する。
- (5) 審査内容及び選定結果に対する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (6) 優先交渉権の決定について選定委員会にて選定された優先交渉権者は、教育委員会と仕様ならびに価格等を協議のうえ、教育委員会の決定を受けることにより、本業務受託事業者となる。ただし、受託候補者と協議が調わない場合、教育委員会は次点交渉権者と協議を行うものとする。

5. その他

- (1) 企画提案書の作成・提出等に要する一切の経費は、応募者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (2) 提出書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、教育委員会がこの事業に関し必要と認める場合は、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (3) 提出書類作成のために教育委員会より受領した資料は、韮崎市の許可なく使用することはできない。
- (4) 参加表明書提出後、企画提案への参加を辞退する場合は、指定の様式（様式6）により、不参加表明を企画提案書の提出期限内に事務局あてに直接提出するものとする。
提出辞退は自由であり、それを理由に以後の入札やプロポーザル等の参加における不利益な扱いはしない。
- (5) 次のいずれかに該当する参加は無効とする。
 - ① 参加資格要件に適合していない場合
 - ② 参加表明書等に虚偽の記載をした場合
 - ③ 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかった場合
 - ④ 2通以上の書類提出をした場合